

「港湾を兵站基地にするな！一刻も早い戦争の終結を」特別決議

ロシアのウクライナ侵攻は、世界の平和的共存に正面からくさびを打ち、戦争の悲惨さを白日に晒した。イスラエルのガザ地区への攻撃に続くイランへの先制攻撃と報復の連鎖もまた同様であり、連日にわたり罪なき人々の命を奪い続け、2023年の戦闘開始以降のガザ地区での死者が6万人を超えた。

「戦争は犯罪」と明示する国連憲章や国際法の掲げる「武力による現状の変更の否定」を踏みにじるものであり、二つの世界大戦から人類が学び、平和への思いを共有し、実践しようとする、世界の人々の平和への願いを踏みにじるものと言わざるを得ない。

こうした中で、第二次世界大戦から80年が経過し「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した(前文)」と世界に宣言する日本国憲法の戦争放棄と戦力の不保持の今日的意義を、日本が世界に発信することの重要性がいまほど確認されるべき時はない。

命と安全を脅かす、繰り返してはならない戦争、そしてその危機に直面している私たち港湾労働者、ましてや、戦争の危機に直面した時、世界の物流が混乱することで、不安定な貨物の流れを呼び込み、港湾労働への影響も無視できない。それ以上に、戦争によって犠牲者となり、加害者にもなりうる、私たち港湾労働者こそ、平和への思いを発信することが重要である。

世界で頻発する戦争や平和への危機に、世界の労働組合が声を上げ、平和運動の先頭に立って奮闘しているのもまた事実である。ITFは、「交通運輸労働者は世界を変える要に立つ」として、人権・平等の旗を掲げ続けている。

あらためて「港湾を兵站基地にしない」ための機敏な対応を進めていくために以下の取り組みを行う。

1. 港湾労働者の職域の軍備強化・辺野古新基地建設に反対する取り組みを引き続き強める。
2. 港湾労働者の命と安全を守り、平和と民主主義を守り、憲法を守る要求で一致する他団体との共同行動も視野に入れた、国民的課題の運動に積極的に取り組む。
3. 全国港湾は、日本国憲法第9条の精神に則り、ロシアによる軍事侵略及びイスラエルの攻撃による中東での軍事紛争に強く抗議するとともに、即時の終戦及び占領地からの撤退と平和の回復を強く求める。
4. 港湾労働者は、港湾が兵站基地となり戦争の犠牲者となることや加害者となることも拒否する固い決意を込め、重ねて一刻も早い戦争終結を呼びかける。

以上、決議する。

2025年9月18日

全国港湾労働組合連合会 第18回定期大会